

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年1月11日(火)午後3時から午後4時5分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

29番 秋山菊次 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

- 事務局 　　ただ今から令和4年1月農業委員会定例総会を開会いたします。
- 布施会長 　　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
- 事務局 　　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。
- 議 長 　　本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 　　御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、14番布施陽子委員、15番佐藤郁太郎委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。
- 議 長 　　続きまして、日程第2の議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月7日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。
- 14番 　　農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月7日午後2時30分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地農政委員会を開催いたしました。  
内容につきましては、令和4年1月4日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画変更は適当と思われまます。  
計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。

本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案には、高品文敬委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号3番について、審議・採決いたします。高品文敬委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員 退席)

議 長 高品文敬委員が退席しましたので、番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号3番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号3番について議案書を基に朗読】

番号3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

17番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号3番について、採決に入ります。議案第2号の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。よって、本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(高品文敬委員 着席)

議長 高品文敬委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、4番、6番、7番及び9番は、所有権移転に関する件であります。番号2番、5番及び8番は、利用

権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号1番、2番及び4番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番、2番及び4番から9番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

7番 　　番号2番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

13番 　　番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

9番 　　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。  
番号6番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

4番 　　番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

2番 　　番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

8番 　　番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
す。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号3番を除  
き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号3番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、駐車場(72台)用地として田2, 737㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑344㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅及び進入路用地として畑608㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑432㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は、運送業を営んでおりますが、事業を拡大していく計画であることから、申請地を従業員用駐車場とする計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま。

5番 番号2番について、譲受人は、市内の実家で生活していますが、手狭となったため、申請地に新しく住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われま。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思いま。

17番 番号3番について、譲受人は、市内の居宅兼店舗で生活していますが、老朽化のため、申請地に新しく住宅を建築し、進入路を設ける計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 番号4番について、譲受人は、市外の賃貸住宅で生活していますが、将来を考え、実家の隣の申請地に新しく住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年1月11日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。